

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会会議規則（平成28年須賀川市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和6年6月27日

文教福祉常任委員長 大 柿 貞 夫

須賀川市議会議長 佐 藤 暲 二 様

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から13年が経過し、東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子供を対象に、「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われ、令和6年度も約6億9千万円が予算化されている。

この事業を通して、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料減免等が実施されており、被災した子供たちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

福島県では令和5年4月時点で約3千7百人（自主避難を除く）もの子供たちが県内外で避難生活を送っている。経済的な支援を必要とする子供たちは多く、子供たちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはならない。また、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続き「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。

しかし、事業に係る予算措置は単年度のため、今後、本事業が終了、若しくは規模が縮小されることとなれば自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧される。令和7年度においても本事業を継続し、必要な財政措置を行い、被災した子供たちに継続した就学支援を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学・修学を保障するため、令和7年度においても、全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

令和6年6月 日

福島県須賀川市議会議長 佐藤 瞭 二

復興大臣

文部科学大臣

総務大臣

宛

財務大臣